

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例案の概要

一 諸手当の改定

1 管理職手当について、支給月額限度額を当該手当を受給する職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額百分の十六とすることとした。

2 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る三人目以降の支給月額を一人につき六千円とすることとした。

3 超過勤務手当及び休日給について、それぞれ十二月二十九日から翌年の一月三日までの日における支給割合の割増しを廃止することとした。

二 その他

1 この条例は、平成十九年四月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

2 その他この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。